

## ガラスの防犯性能の試験に関する細則（平成16年基準）

### 第1 共通事項

#### 1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議（以下「官民合同会議」という。）が行う、主として窓に使用される板ガラスの防犯性能試験（以下「試験」という。）について規定する。

#### 2 受験手続等

##### 2.1 申請

受験を希望する者は、受験申込書に必要な書類を添えて板硝子協会（以下「協会」という。）に申し込むものとする。

なお、協会が申込みを受理しなかった、その他協会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局（警察庁生活安全局生活安全企画課）に対し、申し出ることができる。

##### 2.2 受験資格

試験を受験できる板ガラスは、以下のいずれかに該当するものに限る。

JIS-R3205 に適合する合わせガラスで、PVB（ポリビニルブチラル）30mil 相当の中間膜の厚みを有するものであり、かつ JIS-R3108「建築用ガラスの落球による防犯性能試験方法」に定める防犯性能区分が P2A 以上の性能を有するもの

JIS-R3205 相当に適合するガラスで、PVB 30mil 相当以上の衝撃強度を有する中間膜の厚みを有するものであり、かつ協会の定める打ち破りの基準が P2A 以上の性能を有するもの

上記 又は を少なくとも一層に使用する複層ガラスなどの機能ガラス

mil は 1/1,000 インチで 0.0254mm

#### 3 試験費用

3.1 試験の手数料は、1型式2万円とし、受験申込みの際、協会に納付しなければならない。

3.2 試験に際して 3.1 に定める額を上回る実費を要したときは、その額を限度として徴収することができる。

### 第2 試験実施に関する事項

#### 1 試験員

試験員は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

## 2 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た申請者の試験所

その他試験委員会が認めた試験会場

## 3 試験体の準備、設置

3.1 試験体は、クレセント本体に二重ロック機構がつくもの及び補助錠がサッシ下部に一個装備されている JIS-A4706 に規定されるアルミニウム合金製引き違い窓サッシにグレージングガセットを使用し、はめこんだものとする。

また、窓枠の寸法は高さ 1350mm、幅 1800mm 程度とする。

なお、協会が準備する試験台（窓枠）に取り付け可能なものとする。

3.2 試験体の設置方法は、通常のサッシの設置状況に準じたものとする。ただし、以下に規定する試験において、ぐらつきや倒壊等がないように強固に固定することとする。

## 4 試験方法

### 4.1 打ち破り試験

打ち破り試験は、供試体 1 体に対して、パールによりクレセント付近及び補助錠付近の 2 ヶ所に計 7 回打撃を加えて、手首程度まで挿入が可能な穴（直径 75mm の球が挿入可能なものとする）をあけて手首を差し込み、サッシを開く方法により行い、サッシが開かなかったものを合格とする。この場合において、最初の打撃を加えてからサッシを開くまでの時間は、1 分を超えてはならない。

### 4.2 こじ破り試験

こじ破り試験は、供試体 3 体に対して 3 人の試験員がそれぞれ 1 体ずつ行うものとする。

手口は、ドライバーを差し込み、こじ破る方法により行う。攻撃の方法は、クレセント付近及び補助錠付近のこじ破りを行い、手首程度まで挿入が可能な穴（直径 75mm の球が挿入可能なものとする）をあけて、手首を差し込み、クレセント及び補助錠を開錠する。クレセント及び補助錠がともに外れた状態になった後、外障子側の窓を開くまでの時間を測定する。

3 体の試験体すべてについて、外障子側の窓が開くまでの時間を 5 分以上要したとき、合格とする。

こじ破り試験においては、試験体より 1 m 離れた位置で音圧を測定し、90dB を超える音が発生した場合は、攻撃を 20 秒間休止しなければならない。

### 4.3 焼き破り試験

焼き破り試験は、供試体 1 体に対して、携帯用バーナーを用いてクレセント付近及

び補助錠付近を攻撃し、手首程度まで挿入が可能な穴（直径 75mm の球が挿入可能なものとする）をあけ、クレセント及び補助錠を外して外障子側の窓が開くまでの時間を測定する方法による。外障子側の窓が開くまでの時間を 5 分以上要したとき、合格とする。

## 5 試験結果の判定

試験の結果、いずれの手口についても、攻撃の開始から 5 分間以上人体が通過できる状態にならなかったものを合格とし、防犯性能の高いガラスとする。

## 6 試験報告書

6.1 試験報告書は、協会が 3 部作成し、1 部は試験委員会に、1 部は申請者に提出することとし、1 部は協会の保管とする。

6.2 試験報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

種類

申請者

型名 / 商品名、構成

試験項目

使用工具

試験日

試験場所

試験員

クレセント開口時間、補助錠開口時間、抵抗時間

発生音が所定のピーク値を超えた回数

試験写真

その他必要と認められる事項

## 第 3 過去の試験結果の適用に関する事項

### 1 みなし基準

以下の構成で、ガラスの厚さ、使用する樹脂の素材及び中間膜の厚さが、以下の組合わせ以上の厚みを有し、強度も同等以上の性能を有する合わせガラスについては、防犯性能の高いガラスとみなす。

ガラスの厚さ：3mm + PVB（ポリビニルブチラル）：30mil + ガラスの厚さ：3mm

ガラスの厚さ：2.5mm + PVB：60mil + ガラスの厚さ：2.5mm

ガラスの厚さ：2.5mm + PET（ポリエチレンテレフタレート）：250 $\mu$ m

+ ガラスの厚さ：2.5mm

ガラスの厚さ：3mm + EVA（エチレン酢酸ビニル共重合樹脂）：1.6mm

+ ガラスの厚さ：3mm

ガラスの厚さ：2.5mm + ポリカーボネート：1.2mm + ガラスの厚さ：2.5mm

ガラスの厚さ：3 mm + ポリウレタン樹脂：1.5 mm + ガラスの厚さ：3 mm

注．ガラスの厚さは、すべて加工後のガラスの有効な厚さとする。

## 2 審査

2.1 上記1の合わせガラスを製造又は販売する受験者が製造し、又は販売する合わせガラスであって、協会の審査の結果、以下のいずれにも該当すると認められたものについては、試験に合格したものとみなす。ただし、協会の審査において、中間膜の素材の同等性が示されていない場合その他申請された合わせガラスの防犯性能等の確認が特に必要と判断された場合にあっては、更に協会の指示する所要の防犯性能等の確認を受けたものでなければ、試験に合格したものとみなすことにできないものとする。

中間膜の素材及びガラスの厚さが、合わせガラスに使用されている中間膜の素材及びガラスの厚さと同等以上であること。

上記1に記載された から のガラスの合計の厚さが、合わせガラスに使用されているガラスの合計の厚さ以上であること。

2.2 複層ガラスなどの機能ガラスについては、構成するガラスの少なくとも1層に試験に合格したガラスを用いている場合、防犯機能が低下すると認められる特段の事情がない限り、試験に合格したものとみなす。

## 3 審査報告書

3.1 審査報告書は、協会が3部作成し、1部は試験委員会に、1部は申請者に提出することとし、1部は協会の保管とする。

3.2 審査報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

種類

申請者

型名 / 商品名、構成

審査日

審査場所

審査員

審査結果

その他必要と認められる事項